

有価証券関係情報

●有価証券関係

●満期保有目的の債券

該当ありません。

●子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	平成26年9月30日			平成27年9月30日		
	中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	-	-	-	-	-	-
関連会社株式	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成26年9月30日	平成27年9月30日
子会社株式	2,619	2,619
関連会社株式	-	-
合計	2,619	2,619

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

		平成26年9月30日			平成27年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	477,851	165,001	312,849	559,991	167,539	392,452
	債券	2,270,092	2,236,340	33,752	2,056,300	2,021,805	34,495
	国債	1,073,579	1,054,302	19,276	974,424	953,766	20,657
	地方債	357,916	350,562	7,354	356,481	348,838	7,643
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	838,596	831,475	7,121	725,394	719,200	6,193
	その他	200,319	187,038	13,280	199,418	186,806	12,612
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	外国債券	137,774	136,016	1,757	132,177	130,614	1,563
	その他	62,545	51,021	11,523	67,241	56,192	11,049
	小計	2,948,262	2,588,380	359,882	2,815,711	2,376,150	439,560
	株式	8,747	9,573	△ 825	6,992	7,741	△ 748
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	152,593	152,711	△ 118	39,005	39,081	△ 76
	国債	80,504	80,518	△ 13	-	-	0
	地方債	8,554	8,559	△ 5	118	118	△ 0
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	63,533	63,633	△ 99	38,886	38,963	△ 76
	その他	30,199	30,324	△ 125	47,791	49,405	△ 1,614
	外国債券	27,400	27,520	△ 119	20,166	20,214	△ 47
その他	2,798	2,804	△ 6	27,624	29,191	△ 1,566	
小計	191,540	192,609	△ 1,068	93,788	96,228	△ 2,440	
合計	3,139,803	2,780,989	358,813	2,909,500	2,472,379	437,120	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

	平成26年9月30日	平成27年9月30日
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株式	2,800	2,735
その他	555	965
合計	3,355	3,700

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

●減損処理を行った有価証券

(平成26年9月中間期)

該当ありません。

(平成27年9月中間期)

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、141百万円(うち、株式141百万円、社債0百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定められています。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移している場合等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社であります。破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

●金銭の信託関係

●満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

●その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当ありません。

●その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成26年9月30日	平成27年9月30日
評価差額	358,813	437,120
その他有価証券	358,813	437,120
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△ 125,444	138,535
その他有価証券評価差額金	233,369	298,584